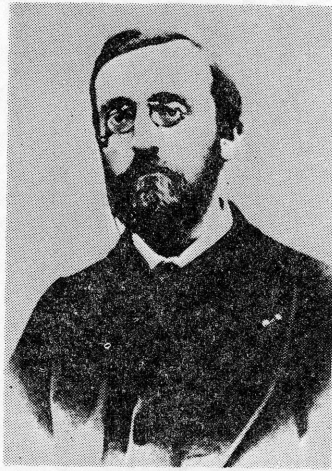


川島忠之助について(そのⅢ)

富田 仁

(1)

川島忠之助が再度入所する横須賀製鉄所は、明治三年一月五日、管轄庁(大蔵省)に所内の各工場が竣工して事業も軌道にのるようになったから学校を建てて技術伝習生を募集することこそ今日の急務であると建言した。



ヴェルニー首長

二月二十七日、兵動監督大佑は民部省出仕の肥田濱五郎にヴェルニー首長の意見として、製鉄所仮学校の設置をみたので速かに生徒を募集して開校式を挙行したい、生徒を収容する適当な家屋がないけれど、寄宿舎を新築するまで生徒募集を延期するようなことはやめ、横須賀の民家にこれを寄宿させてもかまわないから、至急に生徒の募集をするようにしたいと進言している。

横須賀製鉄所は伝習生徒の募集を急ぎ、横須賀の一民家を仮寄宿所に定め、技術伝習生の受け入れ準備を整え、三月二十九日には管轄庁の許可をえて、寄宿所としての民家の借用料などをきめている。ま

た、同日、新しく設置された技術伝習のための学校は贖舎と称し、校則を定めてその原案を民部省に提出している。つぎに「贖舎規則大要」を引用しよう。

贖舎規則大要

- 第一條 入學志願者ハ總テ父兄若クハ親族ノ保證ヲ要ス若シ在贖中篤疾ニ罹リ或ハ非法不品行等ノ舉動アルトキハ保證人ニ通知シテ退贖セシム
但在贖中ノ輕疾者ハ醫藥ヲ官給ス
- 第二條 入學志願者ノ年齢ハ十三、四歳以上二十歳迄ヲ限リトスレドモ資性英敏若クハ修學ノ經歷アル輩ハ特ニ此制限ニ據ラザルコトアルベシ
- 第三條 在贖中ハ修學用器具、書籍、筆墨紙及食料ヲ官給トシ衣服其他生徒自身ニ屬スル費用ヲ保證人ノ支辨トス
- 第四條 主眼ノ學科ハ造船學及機械學ナレドモ先ツ佛語學ヲ修メシメ漸ク其意義ヲ解スルニ至リテ數學ヲ授ケ逐次歩ヲ進メテ意ニ本科ニ達セシムベシ
- 第五條 教則及學科ノ選定ハ總テ教師ノ主宰スル所タルヲ以テ生徒ハ一意之ヲ遵奉セザルベカラズ
- 第六條 在贖期限ハ生徒ノ勤怠能否ニ應ジテ遲速アルベシト雖モ一ニノ實用學科ヲ講究シタル後ニ非レバ退贖ヲ許サズ
- 第七條 一科若クハ數科ヲ卒業シテ退贖ヲ請願スル者ハ其學科ノ應用試驗期ヲ經過シタル後ニ至リテ其請ヲ許スベシ
但シ應用試驗ノ期限ハ在贖期限ノ半トス
- 第八條 應用試驗滿チテ退贖スルトキハ某學科卒業證書ヲ授與シ且其族籍姓名ヲ新聞紙ニ掲ゲテ世上ニ廣告スベシ
- 第九條 官衙ニ於テ前條ノ卒業者ヲ採用スルトキハ其技能ニ應ジテ相當ノ俸給ヲ與フベシ

(「横須賀海軍船廠史」)

贖舎の規則によれば、入学志願者は十三歳から二十歳までという一応の年齢制限があったが、川島忠之助の場合、当年十八歳であり、年齢の点でもまったく問題がなかった。のみならず、中島才吉の徒弟であり、その推薦を受けていたので、入所の条件は恵まれていた。

四月七日、ヴェルニー首長の推挙により、管轄庁は中島才吉少佐と稻垣喜多造権少佐の二人に伝習生徒の教育に関する学務に専念することと、同時にフランス人教師を補助してフランス語学を教えることを命じた。

忠之助が横須賀製鐵所の贖舎に伝習生として入ったのは明治三年四月の初頭のことと考えられる。

贖舎ではまずフランス語の授業が行なわれたのだが、中島と稻垣の二人がフランス人教師の補佐、つまり通訳的な立場で授業を進めていったものようである。フランス人教師にしても、フランス語の授業のみに専従していたわけではない。むしろ、フランス語教授の方が義務であった。

四月はヨリ先キウエルニハ管轄廳ニ供申シテモンゴルファイエー、メルシエー、ウエット及テニエールニ傳習生徒ノ教授ヲ兼務セシメ一回ノ教授料ヲモンゴルファイエー、メルシエー及ウエットハ各一弗デニエールハ七十五仙ト定メ其回数ニ照シテ毎月之ヲ支給スルコト、セリ

右の引用は『横須賀海軍船廠史』の「明治三年紀」の一節であるが、この記録からもフランス人技師が伝習生の授業を兼務したことがあきらかである。メルシエーを一例にしてみると、会計課長として月給三百ドルが支給されている上に、一回の授業料一ドルをさらに受けているのであり、かなり好条件である。なお、倉庫主事のモンゴルファイエーはフランスで別の職務に就くために四月の時点で製鐵所を退任している。

忠之助はメルシエー、ウエット（鑪鑿頭目）、デニエール（船工職）などから贖舎で技術伝習を受けたものと考えられる。技術伝習の主要

科目は造船学と機械学であり、それらの理解のためにはフランス語がどうしてもわからなくてはならなかった。たとえ通訳を仲だちにしようとも、フランス人技師がフランス語で専門技術について講義するのであるから、フランス語の十分な理解が前提になる。やがては数学の授業も課せられるのである。

忠之助はどのような過程で技術伝習を受けたのだろうか。じつはその点はほとんどわからない。

氏の直話によると、伝習生時代は、天性数学に鈍く手先が無器用なので、大いに困難したという。
(柳田泉「川島忠之助伝」)

数学が不得手であり、無器用であった忠之助にとって伝習の日々が必ずしも楽しいものではなかったことは想像されるが、伝習生として落伍するような劣等生でなかったことはたしかである。明治三年末、伝習生活に不適任な者は退贖が命じられているが、忠之助はその対象外であったようである。

十二月二十七日肥田少丞ハ在東京山尾權大丞ニ通牒ヲ發シテ曰ハク製鐵所傳習生徒中ニ資性痴鈍若クハ身軀虛弱ニシテ他日ノ成業ヲ期シ難キモノ數名アルヲ以テウエルニノ具申ニ據リ止ムヲ得ズ退贖ヲ命ジタレドモ此輩ハ皆幼年子弟ニシテ未タ俄ニ成業ノ目的ナシト斷言スル能ハズ且多少佛語學及算術等ヲ講習シタルヲ以テ幸ニ貴下ノ斡旋ヲ得テ大學南校ニ入學セシメンコトヲ切望スト云々
(『横須賀海軍船廠史』)

忠之助は資質的にも身体的にも十分に伝習生活に堪えられたのであるが、前述のように数学には手こずったらしい。この点については、川島順平も「父・川島忠之助」の中でつぎのように述べている。

語学には滅法強く、記憶力も抜群だったが、算数や理科方面に弱かった父は、将来を大層思い悩んだと私によく話したものだ。

忠之助はフランス語をこの伝習生時代にマスターしたようである。これは専門的技術を習得する手段としてフランス語を理解しなくてはならないという伝習生としての特別な立場から当然のことであつたにちがいないが、忠之助は多数のフランス語原書を読む努力をこの時期に重ねていた。

父がフランス語をマスターしたのは、この伝習生時代だつた。恐らく仏書を購入する金もなく、仏書が日本で市販されていなかつたらうから、フランス人の教官や前記の中島才吉からでも借りて読んだのだろう。フランス古典劇を読破したのも、この時代だつたようだ。(父・川島忠之助)

忠之助が伝習生時代に読んだ書物がどのような種類のものであつたかは具体的にはなにひとつ不明であるが、川島順平の記述はきわめて興味深いものがある。専門技術書以外にフランス古典劇の類まで読んでいたというところに、後年の川島忠之助の訳業を思わせるものがある。

ところで、明治三年閏十月、製鉄所の裏門の前に養生舎が建築落成し、仮寄宿所の伝習生徒はそこに移されている。

忠之助も伝習生の仲間とともにその養生舎での生活に入ったわけであるが、同期生としてどのような人物がいたのだろうか。川島順平は、つぎのような記述で、忠之助の同期生のことを伝えている。

この伝習所時代の同級生の幾人かが、父の終生の親友となつたのだ。その人たちは後年海軍の造船大監になったり、東大工科の教授となつたが、中でも若山鉸吉という方とは、兄弟以上の親交を続け、お互の家庭的面倒も見合ひ、助け合つていた。父は海軍のことには終生関心と興味を持ち続け、諸外国の艦艇の性能や噸数、艦名まで知悉していた。(父・川島忠之助)

横須賀製鉄(造船)所におけるフランス語伝習に携つた日本人としては中島才吉、稲垣喜多造、熊谷直孝、伊東栄、細谷安太郎などが知られているが、いわゆる伝習生のリストは残されてはいないので、詳

細はわからない。フランス人教師の補佐として伝習に協力した日本人スタッフは幕府の開成所あるいは横浜の表語学所の出身が採用されていた。慶応三年二月二十日付のヴェルニーの伝習生制度に関する提案書には伝習期間を三カ年とし、第一年次に「年長四名、若年二名」の六名を入学させ、とくに「田中、山高、河合」の三名は二年間で実務につけるよう特別訓練を施すと述べている。田中周造、山高左大夫、河合捨吉の三名が旧制度の第一回の伝習生であつたことが、これではつきりしている。

忠之助が再入所した時期の授業カリキュラムは前述のヴェルニーの伝習生制度設立案と同時に作成された三年課程のカリキュラムと同一のものであつたかどうか不明であるが、おそらく大同小異のものであつたにちがいない。参考までに、高橋邦太郎の論考「技術仏語学習(2)(横須賀造船所)」によつてその三年課程のカリキュラムを紹介すると、つぎの通りである。

第一年次

算数 四十六時間、幾何 四十時間、製図 十時間、物理 三十時間、地理 十時間、仏文学 四十六時間、画学 四十八時間

第二年次

算数 三十時間、幾何 四十時間、機械学 四十時間、物理 二十時間、化学 二十時間、動・植物学 十五時間、仏文学 二十九時間、画学 四十八時間、

第三年次

物理・材料強弱学 四十時間、分体法ベネシヤナ 二十時間、化学 二十時間、造船学 百二十時間

カリキュラム中の仏文学とは、高度のフランス語学を指すものである。フランス語の学習は二年間みっちり仕込まれるわけである。入学許可の時点で基礎段階のフランス語の理解が要求されていたことはヴェルニーの伝習生制度設立案に「生徒は、横須賀に於いて受講する基礎たる仏語、及び初歩諸科学の試験に合格し、横浜の仏語伝習所の如

き College 終了後、はじめて入学が許可されます」という記述からもあきらかである。忠之助の場合、すくなくとも再入所の時点では、齒科医アレクサンデル宅での学僕期間を経たことで、ある程度の会話力をも含めてフランス語の力が養われていたものとみられるので、三年課程のカリキュラム受講の一応の条件が整えられていたと考えられる。

ヴェルニーは授業内容とはべつに一日の時間表も定めている。

午前八時三十分—十時 講義
 十時—十一時 研究
 午後一時—三時三十分 画学
 三時三十分—四時三十分 講義
 四時三十分—六時 自由画学あるいは質問時間
 火曜日は八時三十分—十一時はとくに仏作文
 水曜日午後は画学に好成績をえた者は休暇

ヴェルニーは成績優秀者には外国留学の機会をあたえることも考えていた。

生徒は政府の業務に従事する期間には、給与を受け、卒業に際して、首席、次席の二名は渡欧、二カ年修業させます。

慶応三年二月の前述の設立案にもこのように明記していたが、明治四年五月二日に工部省から外国留学規則の裁可の通知が横須賀造船所〔明治四年四月七日付で横須賀製鉄所は横須賀造船所と改称、工部省の所屬〕に届いた。この留学規則は伝習生と欧米留学中は学生の名義である官吏、すなわち工部省質問生に適用するもので、つぎのような内容である。

- 一 工部ノ諸科、鑛山、製鐵、造船、諸建築、諸製作等ニ従事スル官員生徒ノ内技術掛ト文書掛ト兩様共ニ選舉スベキ事

- 一 文事ハ必ズ洋學ニ通ズル者ノ内ヨリ選舉スベシト雖技術ニ於テ上達スル者ハ洋學ニ通ゼズト雖亦選舉スベキ事
- 一 人選ハ各科全權ト技長ト商量検査ノ上省議ヲ請テ決定スベキ事
- 一 身体健康ナルヤ醫院ノ検査ヲ受クベキ事
- 一 人員ハ一科ヨリ各年兩名若クハ三名ヲ選取スベキ事
- 一 在留年限ハ其業其人ニ因リ一様ナラズ但通常十八箇月ヨリ三箇年ト定ム尤人選ノ節ヲ議定スベキ事
- 一 在留給料ハ質問生ハ一箇年千二百弗ヨリ千五百弗迄傳習生ハ九百弗ヨリ千二百弗迄其業其人ニ因リ人選ノ節ヲ議定スベキ事
- 一 但住復旅費并上程前支度料ハ別ニ給スベキ事
- 一 選舉ノ期日ハ二月八月兩度タルベキ事
- 一 外國修業中ハ都テ生徒ノ名目ニテ歸朝ノ上成業ノ度ニ隨ヒ等級ヲ命ズベキ事
- 一 歸朝ノ上七箇年間各其局ニ勤務スベキ事
- 一 上程歸朝等ノ規則并留學中心得方ハ兼テ御布告ノ旨堅ク可相守事

〔横須賀海軍船廠史〕

この留学規則がどのように実施されたのか、きわめて興味深いのが、伝習生で実際に留学した者がいたのだろうか。それは記録の上ではわからない。

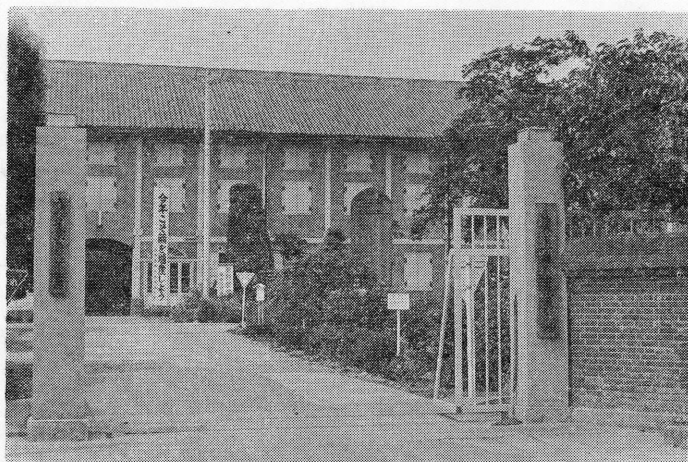
忠之助が抜群の成績を収めてその留學生に「選舉」されなかったことだけはたしかである。数学的な才能の乏しかったと云われる忠之助である。手先の無器用な忠之助でもある。造船学、機械学が主要な学料である製鉄所（造船所）の伝習生として忠之助が首席ないし次席の成績をあげることが、すこぶるむずかしかつたにちがいない。忠之助は伝習期間多大な努力を重ねて費舎の全課程を終了したのである。

明治五（一八七二）年、いよいよ伝習生生活を終つて官途につき、海軍省十五等出仕（判任最下級）を拜命して月給十二円を貰うことになった。氏の実地の仕事は鍛冶、製罐、造船であったが、やはりこの無器用に累されて、役に立たない。

〔川島忠之助伝〕

忠之助が二度目に横須賀製鉄所の伝習生になったのは明治三年の四月のこととみられる。伝習の期間が前述のヴェルニー案のように三年間であると、忠之助の贗舎卒業は明治六年三月になるはずである。五年に卒業して官途に就いているところをみると、忠之助の場合、最初の伝習生の期間が繰りこまれて、再度の伝習期間が二年に短縮されたのではないだろうか。伝習期間三カ年というのは当初から一定している。ただし、明治九年二月二十六日にヴェルニーは横須賀造船所（製鉄所）の創業以来の状況の報告書を日本政府に提出したが、その「第四款 学校」の中で、「正則學校生徒^{發令}ノ現員ハ三十七名ニシテ其學級ヲ五等ニ區別シ日佛二國人ノ教員七名ヲシテ之ヲ教授セシム最上級ノ生徒ハ海軍技士ノ職務ヲ實際ニ講習セシムレトモ造船學及蒸氣機械學ノ課程今尙具ハラス且本校ハ固ヨリ文學者ノ養成ニ適セサルナリ正則學校生徒^{發令}ノ期ニ達セシテ退學スルトキハ造船所ニ於テ應分ノ職務ニ就カシム」と記しているところから、「最上級ノ生徒」として「海軍技士ノ職務ヲ實際ニ講習」するために第三次目に海軍省に出仕したことも考えられなくてはならない。あるいはまた、明治三年三月の「贗舎規則大要」の第六条の「在贗期限ハ生徒ノ勤怠能否ニ應ジテ遲速アルベシ」というところから考えて、二年間で贗舎の課程を終了したか、第七条の「一科若クハ數科ヲ卒業シテ退贗ヲ請願スル者ハ其學科ノ應用試験期ヲ經過シタル後ニ至リテ其請ヲ許スベシ」という条件を満たして退贗したのか。いずれにしろ、忠之助は二年間在贗しただけで、海軍省十五等出仕となったのである。なお、ここで一考しなくてはならないのは、忠之助が最初に横須賀製鉄所に製図見習工として入所したのは技術伝習生徒の資格によるものではなくて、職工生徒の資格によつたのではないかという点である。前者の場合、ヴェルニーの設立案の生徒の年齢制限「十七歳から二十一歳」に抵触することと「受講する基礎たる仏語、及び初歩諸科学の試験」に当時の忠之助が合格するはずがないと考えられるので、いささか疑問になるのである。しかし、後者、変則學校生徒、すなわち職工生徒は横須賀近辺の十歳以上の少年を徵募したことで、忠之助のような幕府御家人の子弟

はその対象外であり、これもまた疑問を生じさせる。変則學校生徒は明治三年の造船學校再置以後には「年少士族ノ輩ハ工業ニ依リテ立身ノ地ヲ求ムルノ志望ヲ抱キ漸次ニ變則學校ニ入學スルモノアル」というふう⁽²⁾に士族の入学者が増加している。忠之助の場合、その先駆的存在であつたとすれば、後者のケースも考えられる。もつとも、忠之助は中島才吉の推薦で入所しているのであり、職工生徒ではなくて、やはり技術伝習生として採用されたのだろう。年齢も明治三年の「贗舎規則大要」に準ずれば、忠之助は十分に資格があつたわけである。



富岡製糸場（現・片倉工業富岡工場）〔筆者撮影〕

伝習生々活を終えた忠之助は海軍省十五等出仕という官職に就いたものの、鍛冶、製鐘、造船の仕事に容易に馴染めず、間もなく真剣に転職を考えるようになった。だが、官途に就いたばかりで、すぐにそれを辞めるわけにもいかず、忠之助は悶々とした日々を送っていた。そのような忠之助を見て、またはや従兄の中島才吉が救いの手を差し伸べてく

中島氏はこれより先き、横須賀から転じて神奈川県庁の通訳になっていた。県令陸奥宗光とは親しく知り合っていた。ところが、この頃陸奥氏は大蔵省の租税頭で羽振りがよかったので、中島氏から陸奥氏に川島氏の事を話し、何とか使って貰えまいかといった。当時の大蔵省の範囲は広いもので、内務の一部、農商務の全部、その他の方までその管轄に包含していたのである。あたかもよし、明治政府は上州富岡に製糸場を建て、外国人（フランス人）を経営主任にして、この五年の初めに機械の運転を始めたばかりのところであった。この製糸場が陸奥氏の管轄であり、また実際フランス語通訳が必要なところから、川島氏は陸奥氏のお声掛けで富岡製糸場の通訳になった。しかし海軍省の方では、勝手にやめるのは宜しくないといつて、大蔵省の方へ遣つてはしまわず、仕方がないからただ貸すという名義にし、それで大蔵省租税寮雇ということになって、富岡に赴任した。これは明治五年の春だというから、製鉄所には真の暫時よりいなかつたものと見える。富岡の方は月給三十円。

〔川島忠之助伝〕

柳田泉が川島忠之助からの直話をまとめた伝記から海軍省を辞めて富岡製糸場の通訳になるまでの経緯を引用したわけだが、ここにも若干の問題がみられるようである。つまり、忠之助が横須賀造船所の伝習を終えた時期と富岡製糸場に赴任した時期がほとんど同じである。このことからいえば、引用文中の「製鉄所には真の暫時よりいなかつたものと見える」（傍点筆者）という記述は「海軍省には……」と訂正するべきであろう。

ところで、富岡製糸場は明治五年十月四日に開業したわが国最初の官営製糸工場であった。したがって「この五年の初めに機械の運転を始めたばかり」という記述は誤りであり、忠之助が富岡に赴任した時期を知る上に前述の引用文は検討されなくてはならぬものももつていられるようである。

富岡製糸場の記録に忠之助の通訳としての足跡を探ることが必要となってくるが、最近刊行された『富岡製糸場誌』（富岡市教育委員会、昭和五十二年一月刊）にはきわめてわずかであるが、忠之助の名が出ている。

明治六年四月印刷の「上州富岡御製糸場御役人付」の中に通弁衆三人のひとりとして記載されているのが最初のものである。

通弁衆 中嶋中之助、森澄徳聡、永井保典

川島忠之助が「中嶋中之助」として記載されているのは、中島才吉の世話で富岡製糸場の通訳になったという経緯を反映しているようである。中島の名を用いた方がなにかと便利だったのかもしれない。

忠之助が明治六年四月には富岡にいたことはこの記録で明白であるが、着任の時期を示すものは見当らない。「上州富岡御製糸場御役人付」が六年四月印刷のものであることから、すくなくとも六年三月以前に富岡に着任していたことが推定される。加えて、富岡製糸場の開業が前年十月四日であることから、忠之助の富岡赴任は明治五年十月から六年三月までの間でなくてはならないという推定が可能となる。だが、柳田泉の「川島忠之助伝」では「明治五年の春」と断定されている。この場合「明治五年」という年は後年の回顧談を基にした記述であるから一年位の誤りが出ないとも限らないので、六年のことではないかという疑いが寄せられるのである。人間の記憶ではむしろ季節の方が強く刻みつけられがちであり、その点「春」という季節には信憑性があたえられる。柳田の記述では富岡製糸場は明治五年初めに開業していることになっている。これから考えられるのは、忠之助が富岡製糸場の開業後に富岡に赴任しているということであり、それも「この五年の初めに機械の運転を始めたばかりのところであった」（傍点筆者）という記述から開業後それほど月日が経過していない時期のことと推定される。富岡製糸場の開業の時期が五年十月四日であったことを考慮に入れ、春という季節をそれに当てはめると、忠之助の赴任は明治六年春、つまり同年三月頃と考えてよいのではないだろうか。

忠之助は中嶋中之助として富岡製糸場に着任したが、職務は通弁（通訳）であった。忠之助がフランス語の通訳として富岡製糸場に職

をえたということにはこの製糸場の性格がすこぶる象徴的に示されているように考えられるので、しばらく富岡製糸場設立とその背景をみておきたい。

安政六年の横浜開港によって日本の蚕糸業の体制は生糸の海外への輸出という事態の展開で大きく一変した。それまで農家の副業的な養蚕に基く小規模な製法で行なわれていた製糸業では、急激に増えた需要にはとうてい応じきれなくなってきたのである。

たとえば一八六〇年の横浜港輸出品の明細をみると、生糸は全輸出品の六十五・六二パーセントを占め、五四〇、五三三ドルという大きな輸出額である。

だが、日本の生糸は家内工業的製造場で不完全な器具により劣等な技術でつくり出されるために、輸出されたものの中には粗悪品も多く、海外から苦情や警告がしきりにくるようになった。そのために、商社では輸出生糸に対して嚴重な検査を課すなどの処置がとられることになった。

維新後、日本政府はイギリスに輸出された生糸の中には機械にかけられないような粗悪品が数千俵も出たという悪評に対して、あれこれとこれを打開する方法を検討させたが、とくに民部省と大蔵省にこの問題について協議させ、当時租税正だった渋沢栄一に諮問した。

渋沢栄一は郷里が養蚕地（埼玉県大里郡八基村血洗島）だったことと、家業としても養蚕に詳しくだったので、さまざま意見を出した。その間の事情は『富岡製糸場記』につきのように記されている。

我國通商ヲ開キシヨリ以來生糸ノ名海外ニ著レ輸出第一ノ要品タリ是ヲ以テ其價一時ニ騰貴シ農商共ニ不慮ノ利ヲ得タルニヨリ狡奸利ヲ規ル者漸ク多ク偽製製造至ラサル所ナク英國倫敦ニ於テ機工ニ適セザル者數千筐堆棄スルニ至ル是ニ於テ聲價頓ニ減シ輸出ノ數モ亦漸ク多カラス農商産ヲ破ル者比々トシテコレアリ

朝廷此ニ觀ル有テ舊來製糸ノ方ヲ革正セント欲シ議ヲ民部大蔵兩省ニ下ス

僉ナリク名師ヲ海外ニ徵シ一大製糸場ヲ起シ絲纒純精色澤玲瓏ノ佳品ヲ製シテコレヲ發賣セハ偽製製造其術ヲ逞ウスルヲ得シテ農商皆コレヲ欣羨シ天下ノ製絲方自ラ革正シテ一般ノ産佳品ナラサル者ナキニ至ラン然ラハ則信ヲ海外ニ取ルニ足ツテ以テ我國ヲ富マヌヲ得ント

朝廷其議ヲ可トシ乃チ其事ニ從ハシム實ニ明治三年春二月也是ニ於テ大蔵少輔伊藤博文租税正澁澤榮一詔ヲ奉シテ在留佛國人チブスケ氏並ニ佛商カイセナイモル氏ヲ介トシ嘗テ絲道ニ精粹ナルヲ以テ著ハレタル佛人ブリユナ氏ヲ雇ヒ入シ事ヲ謀ル兩氏周旋會議數回夏六月ニ至ツテ假條約成ル

明治政府は富国の道は貿易による外貨の獲得であると考え、生糸と蚕種の輸出にはとりわけ力を入れたのだが、政府の方針が決定されると、伊藤博文大蔵少輔、渋沢栄一租税正が中心になってその実現に努力した。当時、東京・築地に居住していたフランス人のアルベール・シャルル・デュ・ブスケ Albert Charles Du Bousquet (1837—1882) に相談し、横浜の和蘭八番館にいたガイセンハイメル Geisenheimer に会い、その斡旋でポール・ブリユーナ Paul Brunat を雇うことになったのである。

洋式製糸の方法をとり入れることで日本の生糸の改良進歩を計ろうとし、その第一歩として当時左院御雇外人として政府に出仕していたデュ・ブスケに相談した結果、模範工場を日本政府がつくることとなり、その指導者にブリユーナを雇入れることになったのである。

渋沢栄一は後年の談話でブリユーナ雇入れに至る経緯につきのように語っている。

明治三年頃、大蔵省で頻りに蠶業に對して……改良を加へなければならぬといふことが主として論ぜられたのであります。これを主張したのは大隈さんが大蔵大輔として、伊藤さんが大蔵少輔として全權を握って居られたのであります。それで生糸の改良を頻りに論ぜられて居りました。その頃前橋邊りで速水堅吾さんと云ふ人が養蠶製糸のことを論ぜられておりました。伊藤さんもよく外國人から生糸の改良をしなければならぬと云ふ注意を受け、開學問で製絲改良のことを論ぜられたが、しかし、大隈さんも伊藤さんも蠶と

いふものは少も知らないであります。私は多少知って居りましたので……
 (中略)……概括的な御話をし、生絲の改良といふことは却々難しい。費用も餘程要るし、辛棒も要ると思ふが、やった方がよろしいと思ふ。しかし吾々には一寸案が立たない。和蘭八番のカイセルハイメルといふ人に相談して見ると「今のやうなことでは歐羅巴に行つて縦糸にならない。それを直すには政府で模範工場を造つて、世間を之に倣はせるようにすればよい。それには絲の扱ひを知つてゐるものが居なければならぬが、日本には居ないから私の知つてゐる佛人ブリュナーといふ人があるから其人を備つてやらなければならぬ」といふので、愈々之を實行してブリュナーを雇入れ地所の撰定をなさしめ武州信州上州岩代の地方を調べ富岡に決定された……。

ブリュナーの僱傭の仮契約は明治三年六月のことであるが、ブリュナーはただちに八項目にわたる見込書を提出した。そこには「歐羅バノ方法ヲ用ヒ線絲機械ヲ日本ニ取建ル時ハ左ニ舉ルノ利益ヲ起ス事必定ナリ」と詳細に機械製糸の利点が述べられている。

政府はブリュナーの見込書通りに工場設立の適地や選定に当らせることにして、松井清蔭を案内人として武蔵、上野、信濃などの諸地方の調査に着手した。ブリュナー一行は仮契約直後に追分、松井田、富岡、下仁田、吉井、秩父とまわり、七月にはその巡視を終えている。この巡視は必ずしも順調に運ばなかつた。それは同年三月、前橋藩がスイス人製糸技師カスパル・ミュレル Caspar Müller を四カ月契約で招聘してイタリヤ式機械製糸を移入したところ、工場設置の場所の不便さと外人招聘に対する非難とでさまざまにとりざたされていような状況における巡視だったからであつた。

ブリュナーは監督権正の松井清蔭や尾高惇忠などと各地を巡視した末に、工場建設地として上野国甘泉郡富岡町字城町の一画を選定した。そこは旧幕府時代の地頭の恒岡氏の所領であつて、当時は上町間屋名主役の松浦家と中町間屋名主役の高橋家が預り地としていた土地で、《陣屋跡》とよばれていた五町二反六歩の敷地であり、買上金は千二百十匁であつた。もっとも、敷地買収には、地ならし終了後の明治三年十月、尾高惇忠が再度富岡に赴いてその交渉に當つた。

明治三年閏十月七日(一八七〇年十一月二十九日)、ブリュナーは東京で正式の契約、條約書に調印したが、日本政府からは大木民部大輔、吉井民部少輔が代表として調印している。全二十一条におよぶ條約書には、当時地方行政の所管省であつた民部省の主管下に富岡製糸場が設立されることになつた事実が示されている。

その契約の日、製糸場の建設事務の主任として、民部権大丞玉乃正履、地理兼駅通權正杉浦謙、庶務少佐尾高惇忠、大藏少丞渋沢栄一、監督正中村祐興が任命された。民部省が主管するが、大藏省がこれに協力するという体制がここに整えられた。

ブリュナーとの條約書の前文は「此線絲場ヲ取建ル事ヲブリュナー氏ニ命ス」という文章で始まつているが、ブリュナーはただちに富岡に出発し、きわめて精力的に活動を開始した。

十三日杉浦權正尾高少佐ブリュナー氏ト俱ニ東京ヲ發シ富岡ニ到リ村ノ西南城ト字ナスル處ヲ相シ土人ヲ論シテ飯ル乃チ土木構造ノ意匠ヲブリュナー氏ニ囑シテ佛人バスチャント云建築工ヲ雇ヒ其圖ヲ作ラシム官員臨判十二月二十六日ヲ以テ圖成ル (富岡製絲場記)

ブリュナーはまず土木構造建築の意匠、つまり設計図の作成を横須賀製鐵所の建築技師エドモン・オーギュスト・バスチャン Edmond Auguste Bastien に依頼した。バスチャンは慶応元年十二月三日付でシエールプール造船所から横須賀製鐵所に船工兼製圖職として雇われられ、翌二年一月に来日した技師で、初任給七十五ドルであつた。ブリュナーはバスチャンを富岡から東京に戻つてすぐに富岡製糸場に雇つてゐる。それは明治三年十一月六日以後のことである。

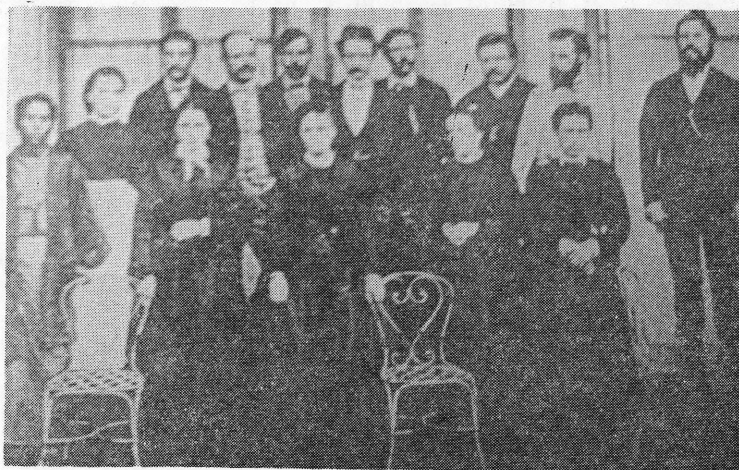
だが、依頼を受けたバスチャンは設計図を十二月二十六日には完成してしまつてゐる。五十日間程で設計図が作成をみたことになる。これに対してあまりにも短期間に設計図が作成されているという疑問が投げかけられるのであるが、富岡製糸場の建築が横須賀製鐵所の建築様式に負うていて、木骨煉瓦のカーテンウォール構造であり、製鐵所の鑄物建地割図が製糸場に酷似していることで、設計図の完成が早く

できたものとみられている。

ブリューナがバスチャンに設計図を作成させている間に、日本政府も三年十二月四日には「岩鼻縣内上州富岡ニ製糸場ヲ設ク」という達書を出して、安中、小幡、七日市など富岡近隣の各地に協力を求めた。同月二十四日には太政官達として「富岡製糸場諸入費別紙ノ通り民部省製糸場掛へ順次ニ相渡ベキ事」なる達書が大蔵省に出されて、製糸場設立に必要な全経費があげられていくように、製糸場建設の具体的な手続きを着実に進行させていた。

「製糸場諸費ヲ額定ス」として三年十二月九日に大蔵省に達せられた「製糸場諸入費高」の冒頭には、

- 一 御雇佛人フリ
 ユナ給料
 但一ヶ月六
 百弗宛閏十
 月ヨリ
- 一 同人航海往來
 船賃
 但凡壹千五
 百弗



フランス人技師と工女 (『富岡製糸場』誌より)

と記されていて、ブリューナの給料が明記されている。ブリューナは条約書に基いて、製糸場設立に必要な器材の購入のために一時フラ

ンスに帰国することになっていたので、往復の船賃が記載されている。明治四年一月十五日、ブリューナは帰国の途に就いた。それまでに富岡で日本の工女に伝統的な方法によって生糸をつくらせて観察していたブリューナは、あくまでも伝統的技法にそっくりようにヨーロッパ式技術を導入しようと考えて帰国したのであった。ブリューナの帰国の目的は、条約書記載の通りに製糸機械の購入のためであったが、同時に技師と工女を雇入れることも重要な任務だった。新式の機械を買い、技師三名と工女を引きつけて、ブリューナは一年後の明治五年二月に日本に戻った。

ところで、ブリューナが連れてきた技師と工女はブリューナと和蘭八番館のヘクト・リリアンタル商会 Hecht Lienthal & Co.との契約によるもので、日本政府は関係していない。いずれもリヨンが契約地であり、雇用期間は一八七二年一月一日から一八七五年十二月三十一日までである。技師としては検査役ペラン Justien Perrin、プラール・クロラント、ルイズ・モニエ Louise Monnier、アレクサンドリーヌ・ヴァラン Alexandrine Valin である。ちなみに、技師・工女とも契約期限を満了することなく富岡の地を去っている。

さて、大蔵省は、ブリューナがフランス人技師・工女を引率してきたので、二月中に各府県へ工女の募集勧告を發したが、応募者がきわめて少なかったため、改めて外人への流言蜚語を否定して、応募促進の論告書を出した。富岡製糸場設立の主任者であった尾高惇忠は、異人が日本の若い工女の生血をしぼって吸うというふうな噂を否定するために、郷里から長女ゆう(十三歳)を第一番の工女に採用するために呼び寄せたりして、工女募集を促進させた。尾高はブリューナ夫妻のために旧本陣の松浦家に頼んで宿舎建設まで同家に宿泊させるなど、日本人からフランス人たちに対する偏見を取り去り、親しみを抱かせる努力を重ねた。

明治五年七月には工場建築と繰糸に必要な設備もほぼ完成して、原料繭もすでに購入されて、あとは操業開始を待つばかりになった。工

女も尾高たちの努力で着々と集まり、八月には「工女差出高願者之控」も作成され、工女たちにはフランス人工女四人が指導に当り、開業の準備がようやく整い、同年十月四日、ついに開業の汽笛第一声が高らかに鳴ったのだった。

ブリューナは製糸場首長として製糸場を統轄し、首長館に妻子と従者一名とともに居住した。月給六百ドルのほかは賄料百五十円が支給された。これは医師マイエ Maillet が月給二百二十五ドルで、ブリューナにつぐ高額の給料をえていたことからみても、いかに高給であつたかがわからう。

日本人の工女の場合、一等工女で年二十五円、二等工女十八円、三等工女十二円、等外の工女九円であつた。これに対してフランス人工女の月給はクロラント八十ドル、モニエ六十五ドル、残り二人が最低の五十ドルであつた。ちなみに当時一ドルが一円であつた。

川島忠之助は「川島忠之助伝」によると、通訳としての月給は三十円であつたという。

最初フランス人の工女によって日本人の工女に技術伝習が行なわれ、フランス人工女直伝の一等工女がさらに日本人に技術を教えていたが、それなりの成果をあげるようになると、明治六年一月、男子伝習生の募集が行なわれ、十二名が入つた。こうして富岡製糸場は発展の途についていったが、ここで産出された生糸は和蘭八番館を経てヨーロッパに輸出されたが、その評判は高かつた。明治六年のウィーン万国博覧会では、日本政府設立の勸工寮赤坂葵坂の製糸場の生糸とともに第二等進歩賞牌を受賞して、TOMIOKA・SILKの名をヨーロッパ市場に轟かせた。

日本側の責任者であり、富岡製糸場の所長であつた尾高惇忠は、富岡製糸場産生糸の海外での評判を一層高めるために、明治八年十二月三十一日で契約任期の切れるブリューナを再契約しようとする政府筋の意向に反対して、これからは日本人によって製糸場を運営することを強く主張して、ブリューナを解雇した。尾高はすでにブリューナの指導で、直接間接に技術の要領を修めたとし、五年間にひとかどの技術

者ないし経営者としての自信をつけていたのである。

ブリューナは契約満期の日まで富岡製糸場において首長としての債務を果したが、前述のようにフランス人技師・工女はすでにやめてしまい、任期をみたしたのは結局ブリューナひとりであつた。退職年月は左の通りである。

銅工レスコー 明治五年十一月二十六日
 検査人ペラン 明治六年十一月一日
 検査人ブラー 明治六年十一月一日
 器械工シャトロン 明治六年十一月二十日
 工女シャレール 明治六年十一月二十三日
 工女ウィルフォール 明治七年三月十一日
 工女モニエ 明治七年三月十一日
 工女ヴァラン 明治七年三月十一日
 医師マイエ 明治七年五月十七日

工女四名のうち三名までが病氣による帰国であり、ブラー、ペランの二人の技師は契約違反による放逐の処置を受けている。もつとも、ブリューナの場合は製糸場経営の合理化の犠牲ともいえるので、人格的な問題に原因があつたわけではない。

ブリューナは明治九年初頭のある日、異国の地に創設した近代的な製糸場への愛着を深く覚えながら富岡の地を去り、帰国の途についていた。帰国後のブリューナの消息はしばらくの間は不明であるが、明治十七年、上海のアメリカーナラセル商会の招聘で中国に渡り、生糸購買と六百六十釜のイタリヤ式製糸工場、さらには八百人繰の大工場である宝昌糸廠の建設に携つた時点であるみに出てくる。同二十三年ラセル商会が破産すると、ブリューナはみずから製糸場経営に当たつたが、製糸場の競争が激しくなると、これを中国人に譲り、あとはヨーロッパの生糸の仲買商に専念して蓄財にはげみ、老後を祖国で送るために帰国することになったとき、その途中家族とともに、ふたたび日本を訪れた。明治三十九年九月のことで、ブリューナは、その折に

富岡製糸場を訪問している。
このときブリューナは、大日本蠶絲會から表彰文とともに名譽金賞牌を贈られている。

佛國ド・ローム縣 ポール、ブリューナ

内國産業開發ノ爲メ、洋式ノ一大模範製絲場建設ノ議アルニ際シ我政府ニ招聘セラレ明治三年上、武兩州ヲ巡視シ恰當ノ地ヲ上州富岡ニ相シテ茲ニ大製絲場ヲ建設シ器械購入ノ使命ヲ帯ヒテ佛國ニ渡航シ技師及ヒ工女ヲ引率シ來リテ洋式製絲ノ模範ヲ示シタリ。而テ小梓再練式ヲ採用シテ絲縷ノ膠着ヲ防キシ如キハ實ニ濕氣ノ過度ナル本邦ノ氣候ニ適合シタル卓見ニシテ爾後幾多ノ製絲勃興スルモ皆範ヲ此ノ式ニ至ル精勵五ヶ年我製絲勃興ノ端緒ヲ開キタルノ勞効洵ニ顯著ナル仍チ本會功績表彰規則ニヨリ金賞牌ヲ贈與シ以テ功績ヲ表彰ス

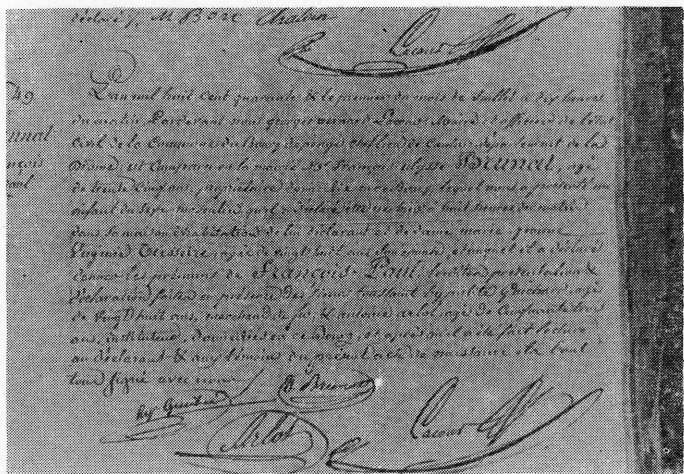
明治四十年一月二十七日

大日本蠶絲會總裁大勲位功二級 貞愛親王

ブリューナは、すでに官營時代を去って民營企業に委ねられ、三井を経て原合名会社にと移管された富岡製糸場の發展ぶりに今昔の感に堪えざるごとく俯仰徘徊して、容易に去りがたかつたと伝えられている。若き日の思い出にひたつたのち、ふたたび故國フランスに帰ったブリューナの消息についてはなにひとつわからないが、明治四十一年(一九〇八)に他界したものとみられる。

ところで、ブリューナは日本の記録ではその出生地が「ブルクトプーチ」と記されていたので、長い間正確な出身地が不明であったが、NHK特別取材班が昭和四十三年に『ドキュメンタリ 明治百年』の一環としてブリューナの功績をとりあげてフランス取材旅行を企てたとき、日本蚕糸事業団リヨン出張所長伊藤芳樹の尽力で「ブルクトプーチ」とはブル・ド・ペアーージュ Bourgs-de-Page であることが判明した。南フランスのヴァランス Valence から二十キロ程離れたイゼール河畔の小邑である。

フランソワ・ポール・ブリューナ Francois Paul Brunat は一八四



ポール・ブリューナ生誕戸籍 (ブル・ド・ペアーージュ役場蔵)

○年六月三十日午前八時に、父親フランソワ・ユリス・ブリューナ Francois-Julysse Brunat (一八〇四年三月十八日生)と母親マリッジヤンヌ・ヴィルジニー・テイセル Marie-Jeanne Virginie Teisseire (当時二十八歳)の次男として生まれた。十九歳ないし二十歳でリヨンに出て、ブリューナは絹糸問屋に勤めた。一八六九年、生糸と絹織物に関する知識と

技術が評価されて、彼はリヨンの東洋生糸輸入商會を通じて横浜の和蘭八番館の生糸検査技師として来日したが、来日の正確な月日はわからない。ブリューナの来日以前の経歴その他はこの程度しかあきらかでない。

ブル・ド・ペアーージュの生家にしても、一九六八年六月七日付『ル・ドーフイネ・リベレ』 Le Dauphine Libéré 紙によると、現在のアントナン・ヴァロン通り Rue Antonin-Vallon と呼ばれているロアイヨネ通り Rue de Royonnais にあったようであるが、昨年訪れたブル・ド・ペアーージュの役場のジョゼフ・マドレ Joseph Madore は生家の所在地については確認したいと言明している。

伊藤芳樹の話では、地元紙に協力を要請してブリューナとその引率

して来日した技師・工女たちの子孫たちに対する呼びかけをしたところ、なにひとつ情報寄せられなかったので、その面での追跡調査は難行しているという。

川島忠之助はブリュナーが首長として活躍していた富岡製糸場に、おそらくは六年二月ないし三月に通訳の任務を帯びて赴任したのである。前述したように中嶋中之助と姓名が改められているが、記録の上ではきわめて少ないけれど、その働きをしのばせるものが若干残されている。

忠之助はフランス人の話を通訳するというふうな単純な通弁の任務もあたえられたことと思われるが、もっと重要な仕事として翻訳もまた任務の一つであったようである。たとえば、ブリュナーが勸業寮に提出した一八七四年三月二十八日付の書類を中嶋中之助の名で訳しているが、その一例であろう。

千八百七十三年二月八日ニ富岡製糸場ノ仕拂ニテ器物ヲ歐羅巴ヘ注文致シ候其手續等閣下ヘ辯解可仕旨尾高君ヨリ御談有之委細承知仕候右者千八百七十三年一月中租税頭陸奥公御出張之節本場器械豫備品模様替品及ヒ雜具其他諸品最初ノ積書ニ無之分等御買上緊用之段同公へ御談申上候處事儀御了解ニテ無遅延右品歐羅巴ヘ注文可致旨御許可有之候ニヨリテ同年二月八日尾高君へ巨細取調一々可成丈適當之概價ヲ記シ書面差出テ同時ニ注文仕候當時右注文之儀ニ付何タル御心付モ無之ニ付別段正院之許可ヲ要スル等ノ邊ハ一向不存唯製糸場ニ關スル諸人用ハ租税頭殿ノ許可而已ニテ事濟候事ト存居候然ル處凡一ヶ月程後惣而出銀ヲ要スル節ハ必ス正院ノ許可ヲ得テ後ニ非レハ取扱ベカラザル申尾高君ヨリ御談有之候得共此ハ全ク向後ノ注文心得ノ爲ニテ既往ノ事ニハ關係更ニ無之事ト存居候若貴省ニ於テ注文差留ノ御意ニテ其旨御談有之候ハ、速ニ其段電信ヲ以テ歐羅巴ヘ通シ候得ハ猶買集前差留候事容易ニ可有之候處此儀ニ付別段御談モ無之候ニ付其儘打捨置申候以上

於富岡 千八百七十四年三月二十八日

ポールブリュナー

勸業寮

御中

中嶋中之助訳

これとまったく同内容の三月十八日付の書類があるが、これも中嶋中之助訳と記されている。ほかの通弁衆の署名による翻訳の公文書は見当たらないところをみると、ブリュナーの署名差出の文書は忠之助の担当で翻訳されたものだろうか。

忠之助の富岡製糸場における通訳としての活動についてはわからない部分があきわめて多い。「富岡製糸場誌」の中に忠之助の足跡を探してみてもほとんど徒勞であり、通訳という任務がいわば無色的なそれであって、つねに名をとどめることのない存在であったことを思い知らされるのである。だが、目立たないところで、通訳がすこぶる重要な活動の機能を果たしていたことはたしかである。フランス語という言語を介してフランスの産業技術が導入された事実を見落してはならないのである。通訳なしには技術伝習が十分に機能しなかったことは横須賀製鉄所の例をみてもあきらかなのであるが、そのような側面に關しての資料が十分でないことで、その間のさまざまなことも霧にかすんでいるのである。

忠之助は富岡製糸場の通訳を暫くの間つとめたのち、そこを辞めている。柳田泉「川島忠之助伝」によれば、それは明治六年秋の初めのことであつた。(文中敬称略)

〈主要参考文献〉

- 横須賀市役所『横須賀海軍船廠史』(横須賀海軍工廠 大正四年)
- 『富岡製糸場誌』(富岡市教育委員会 昭和五十二年)
- 柳田泉「川島忠之助伝」、『明治初期翻訳文学の研究』春秋社 昭和三十年
- 川島順平「父・川島忠之助」(早稲田大学比較文学研究室『比較文学年誌』十号 昭和四十九年)
- 〈付記〉 訂正——前号掲載の「川島忠之助について(そのⅡ)」中のヴェルニの肖像画は横須賀製鉄所技師サヴァティエのそれである。

(一九七八・八・二〇)